

事後審査型一般競争入札の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和5年5月19日

松本市長 臥雲 義尚

1 入札対象工事

| | |
|---------|---------------------------------|
| 工 事 名 | 令和5年度 大野田地区農業集落排水処理施設機能強化工事 |
| 工 事 場 所 | 松本市 安曇 |
| 工 事 概 要 | 農業集落排水処理施設機能強化工事 防食塗装工、機械設備工 |
| 工 期 | 契約日から令和6年2月29日まで |

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

| | |
|------------|--|
| 工事種別と等級格付等 | 水道施設工事 格付A級(863点以上)【令和4年度格付】 |
| 建設業許可 | 水道施設工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 |
| 配置技術者 | (1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できること。 (2) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 |
| 所在地要件 | 松本市内に本店を有していること。 |
| 施工実績要件 | 不要 |
| その他の参加資格要件 | (1) 松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第339号)第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。 |

3 社会保険等未加入対策について

建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、平成31年4月1日以降に契約締結を行う案件から下記下線部分の条項を新たに適用します。

(1) 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 受注者は、下請負契約をしたときは、施工体制台帳を作成し、発注者に提出すること。

(3) 受注者は、下記の届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(4) 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合又は特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

4 入札の日程等

| 入札手続き等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項等 |
|-------------------|---|--|
| 入札参加申請受付 | 令和5年5月19日(金)から 令和5年5月24日(水)まで | (1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」のみとする。 (2) 松本市財政部契約管財課(本庁舎別棟2階)へ持参又は期日までに郵送により提出すること。 |
| 設計図書等の閲覧等 | 令和5年5月19日(金)から 令和7年3月31日(月)から | 松本市のホームページ |
| 設計図書等に関する質問受付 | 令和5年5月25日(木)から 令和5年5月29日(月)まで (ただし最終日は、午後3時まで 契約管財課へ到着した分までとする) | (1) 質問書様式は自由(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) (2) 質問等がある場合は、質問書の正本を松本市財政部契約管財課に持参又は郵送により提出すること。 (3) 質問等がない場合は、その旨を松本市財政部契約管財課にFAXにより通知すること。 |
| 回答の閲覧期間 | 令和5年6月1日(木)から 令和5年6月7日(水)まで | 松本市役所 契約管財課 掲示板 (本庁舎別棟2階) |
| 入札日時・場所 | 令和5年6月7日(水) 午前9時50分から | 松本市役所 契約管財課 契約室 (本庁舎別棟2階) |
| 開札日時・場所 | 入札日時・場所と同じ | |
| 入札参加資格確認申請書提出について | (1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2~5号)」とする。 (2) 落札候補者となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。 提出場所：松本市役所 契約管財課(本庁舎別棟2階) | |
| 落札者の決定等 | (1) 複数の入札案件について同一の者が落札候補者となった場合における落札者決定の順番は、原則として入札日時の順とする。ただし、不落、不調、中止、入札方法の違い等による場合を除く。 (2) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から2日以内(閉庁日を除く。)に行う。 (3) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ文書等により通知する。 (4) 入札参加資格がないと認めるときは、落札候補者へ文書等により通知する。この場合、当該落札候補者の行った入札は無効とし、改めて変動型基準価格を算定し落札候補者を決定する。 (5) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内(閉庁日を除く。)にその理由について文書により説明を求められることができる。なお、文書は松本市財政部契約管財課(本庁舎別棟2階)に持参により提出することとし、回答は文書により行う。 | |
| 入札結果の公表 | 落札者を決定した後、松本市役所契約管財課(本庁舎別棟2階)にて公表する。 | |

(注意) 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 入札事項等

| | | |
|-----------|--|--|
| 適用する制度 | 松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱(ただし、同要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。) | |
| 入札保証金 | 免除(ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。) | |
| 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の金銭的保証 | |
| 前払金・中間前払金 | 適用あり | |
| 部分払金 | 適用あり | |

6 その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱及び松本市入札心得に示すとおりとする。

7 担当部課(問い合わせ先)

| | | |
|-------|--------------------------------|-----------------|
| 公告の内容 | 松本市 財政部 契約管財課 契約担当(松本市丸の内3番7号) | TEL0263-34-8301 |
| 工事の内容 | 松本市 産業振興部 耕地課 | TEL0263-78-3004 |